

○千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、事業所に生ごみ処理機を設置する者に対し、当該生ごみ処理機の購入に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、事業所から排出される生ごみの減量化及び減容化の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業所 事業者がその事業の用に供するために設置する事務所、店舗、工場、倉庫等の施設をいう。
- （2）生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後に、又は供されずに廃棄された物をいう。
- （3）生ごみ処理機 生ごみを発酵、乾燥等の方法で分解することにより、減量し、消滅し、又は堆肥化させる機械をいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる者は、生ごみ処理機を購入し、区内の事業所において当該生ごみ処理機を継続して使用する者とする。

（助成対象機器）

第4条 この要綱による助成の対象となる生ごみ処理機は、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（中古品は除く。）とする。

- （1）1日当たりの最大処理能力が10キログラム以上であること。
- （2）第6条第1項の規定による申請の日（第13条において「申請日」という。）の属する年度の1月末日までに設置し、及び稼働させること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、生ごみ処理機本体の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は200万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算定した助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機を購入する前に、千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、千代田区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

- （1）生ごみ処理機の設置予定場所が分かる図面及び写真
- （2）申請者が生ごみ処理機の設置予定場所において事業を営んでいることを示す書類
- （3）購入予定の生ごみ処理機の仕様が分かる書類
- （4）購入予定の生ごみ処理機の見積書の写し
- （5）その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の事業所につき1回限りとする。

（交付決定及び通知）

第7条 区長は、前条第1項の規定による助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による助成金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金変更承認申請書（第4号様式）に区長が必要と認める書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金変更承認・不承認通知書（第5号様式）により、その結果を交付決定者に通知するものとする。

（設置報告等）

第9条 交付決定者は、生ごみ処理機の設置が完了したときは、設置が完了した日から30日以内に千代田区事業用生ごみ処理機設置報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（1）生ごみ処理機の購入及び設置に係る領収書の写し

（2）生ごみ処理機の設置状況が分かる書類

2 区長は、前項の規定による設置報告を受けたときは、速やかにその内容を検査し、必要に応じて現場検査を行うことができる。

（助成金の額の確定）

第10条 区長は、前条第1項の規定による設置報告を受けた場合において、その内容を審査の上、助成金の交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金額確定通知書（第7号様式）により、その額を交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、同条の規定により決定した助成金を請求するときは、千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金交付請求書（第8号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金の請求を受けた場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

（管理義務等）

第12条 交付決定者は、この要綱による助成を受けて購入した生ごみ処理機（以下「助成対象生ごみ処理機」という。）を常に良好な状態で維持管理するとともに、助成対象生ごみ処理機を設置後7年以上継続して使用しなければならない。ただし、助成対象生ごみ処理機の故障（正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。）その他区長が特に必要と認める事由により、やむを得ず設置を中止し、又は生ごみ処理機を廃止する場合にあっては、この限りでない。

2 交付決定者は、前項の規定により助成対象生ごみ処理機の設置を中止し、又は助成対象生ごみ処理機を廃止しようとするときは、あらかじめ千代田区事業用生ごみ処理機設置中止・廃止承認申請書（第9号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、千代田区事業用生ごみ処理機設置中止・廃止承認・不承認通知書（第10号様式）により、その結果を交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められたとき。

（2）申請日の属する年度の1月末日までに助成対象生ごみ処理機を稼働できなかったとき。

（3）その他この要綱の規定に違反したと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消し、又はその返還を求めるときは、その理由を付し、千代田区事業用生ごみ処理機購入費助成金交付取消通知書兼返還金請求書（第 11 号様式）によりに交付決定者に通知する。

（協力）

- 第 14 条 区長は、助成金の交付事務の適正な履行に関し必要な限度において、交付決定者に対し、助成対象生ごみ処理機の利用状況に係る報告書その他資料の提出を求め、又は助成対象生ごみ処理機の設置場所に職員を立ち入らせ、交付決定者の立会いの下に当該職員に助成対象生ごみ処理機の運転状況を検査させることができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定による協力の依頼があったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

（補則）

- 第 15 条 助成金の交付については、千代田区補助金等交付規則（昭和 48 年千代田区規則第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（委任）

- 第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、環境まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。